

三重の森林づくり条例の一部を改正する条例案について

1. 条例改正の経緯

「三重の森林づくり条例」は、三重のもりづくり（三重の森林を守り、又は育てること）に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 17 年 10 月に議員提出条例として制定された。

三重県産材利用促進に関する条例検討会における「三重の木づかい条例案」の検討の中で、近年の森林・林業を巡る状況変化等を踏まえ、「三重の森林づくり条例」についても改正を要する部分があるのではないかという議論があり、令和 3 年 1 月 15 日、同検討会から同条例を所管する環境生活農林水産常任委員会に対して改正の検討の申入れが行われた。

申入れを受けて、環境生活農林水産常任委員会において協議が行われた結果、代表者会議での了承を経て、同委員会で「三重の森林づくり条例」の改正を検討することとなり、令和 3 年 2 月 12 日の同委員会において、「三重の森林づくり条例の一部を改正する条例案（素案）」を取りまとめた。

「三重の森林づくり条例の一部を改正する条例案（素案）」については、各会派での検討のほか、執行部、三重県市長会及び三重県町村会並びに森林・林業関係団体から意見聴取を行い、それらを踏まえて、令和 3 年 3 月 5 日の環境生活農林水産常任委員会で最終的な「三重の森林づくり条例の一部を改正する条例案」を取りまとめた。

2. 条例改正の概要

① 「県と市町との協働」（第 10 条の 2）の追加

「三重の木づかい条例案」において「県と市町との協働」を規定していることとの整合を図るとともに、森林環境譲与税及び森林経営管理制度の創設など、近年、森林・林業行政における市町の役割の重要性が高まっていることを踏まえ、「県と市町との協働」についての規定を追加する。

これは、森林・林業基本法をはじめ、森林法、森林経営管理法などの既存の法令で市町に求められている責務や取組を十全に果たしてもらえるよう県として協働を求めていくとともに、市町に対し必要な支援を行うものとするものである。

② 「森林環境教育」（第 5 条・第 18 条）の「森林教育」への変更

令和 2 年 10 月に県において「みえ森林教育ビジョン」が策定され、今後、森林環境教育と木育を一体的なものとして推進していけるよう「森林教育」と改めて定義し直しており、「三重の木づかい条例案」でも「森林環境教育及び木育」を「森林教育」と総称する旨を規定していることとの整合を図るため、第 5 条及び第 18 条の見出しの「森林環境教育」という文言を「森林教育」に改める。

また、三重の森林づくり条例のほかに、森林教育の場となるべき森林公園について定める「三重県民の森条例」及び「三重県上野森林公園条例」においても「森林環境教育」という文言が存在するため、関係条例の改正として、附則において、併せて「森林教育」と改める改正を行う。

③ 「県産材の利用の促進」(第 16 条)におけるエネルギー利用の位置付けの明確化
木質バイオマスのエネルギー利用は森林資源の循環利用の観点から重要なものであることから、「その利用」を「建築、エネルギーその他多様な分野における県産材の利用」と改めることとし、県産材の利用の代表的な分野である「建築」とともに、「エネルギー」について明記する。

④ 「県産材の利用の促進」(第 16 条)の規定内容の充実化

「三重の木づかい条例案」と相乗的に更なる県産材の利用の促進を図るため、県産材の利用の促進に必要な措置の具体的項目として、森林資源の本格的な利用期の到来と需要の多様化に当たっての課題への対応という観点から、「県産材の適切な利用に係る知識等を有する人材の育成及び確保」及び「事業者と連携した県産材の新用途の開拓」を追加する。

⑤ その他

条例全体について、条例制定以降の常用漢字の変更(平成 22 年)に伴う形式修正を行う。